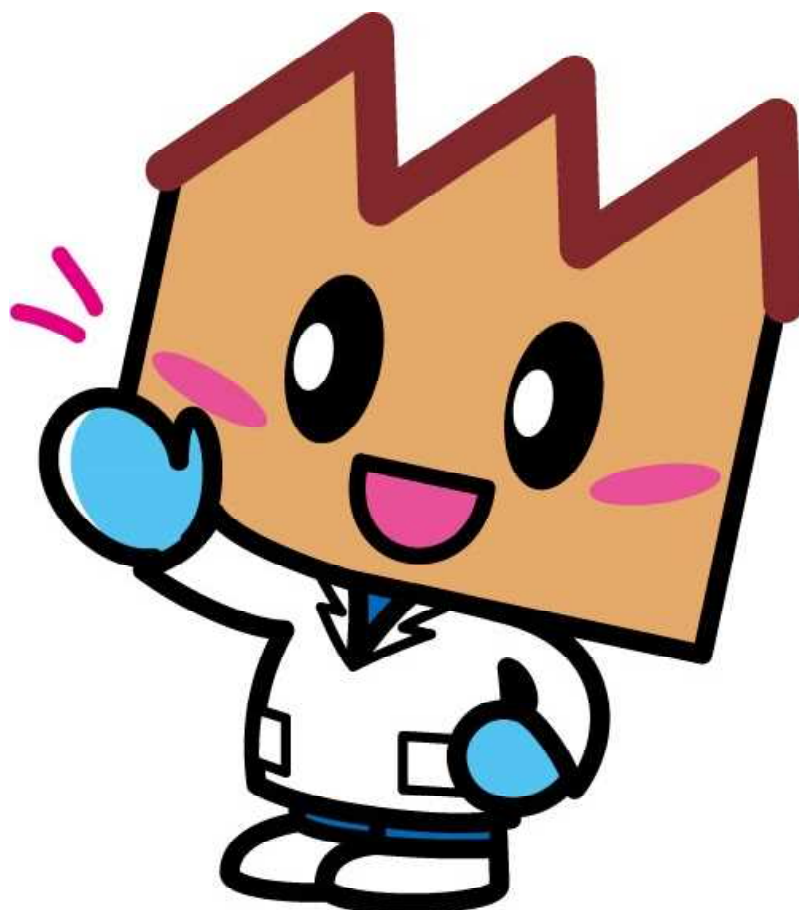


「学校の新しい生活様式」に対応した
桐生市立学校教育活動マニュアル (R4.5月版)



キノピー

地域の感染状況に応じて感染リスクを低減する工夫をしながら、
子どもたちにとって必要な教育活動を進めていきましょう！

桐生市教育委員会

令和4年5月1日 現在

■基本方針

- 桐生市においては、コロナ禍においても、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していく。その際、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」における行動基準と、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を参考に、適切な感染防止対策を講じながら教育活動を実施することを基本方針とする。

- 各学校・園（以下「各校園」）では、基本的な感染症対策の3つのポイントである「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」を踏まえ、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、幼児・児童生徒、家族、教職員の健康観察や咳エチケットなどの徹底、運動や各行事をはじめとしたバランスのとれた教育活動の実施や幼児・児童生徒の心身のケア、家庭での栄養や睡眠等の配慮などを重点とした取組を行う。

- 各校園では、本マニュアルで示した対応を基本とし、**学校(園)規模等の実情に応じた教育活動を計画・実施する**。また、感染防止対策について、学校（園）医や学校（園）歯科医、学校（園）薬剤師等の専門家に相談し助言を受けるなど、連携して対応する。

- 本マニュアルは、令和4年5月1日現在のものであり、感染状況等の変化により、桐生市として新たに対応が必要となった場合は、別途各校園長あてに通知する。

本マニュアルについては、現在の感染状況等から、従来の教育活動マニュアルの変更点や追加の内容について掲載しています。

■学校での対応

登下校時

- 登校したら、石けんで手洗いを実施する。
- 登校時に家庭での検温結果及び健康状態について確認し、家族の健康状態を含めた児童生徒一人一人の健康観察を徹底する。
※発熱の目安は、37度以上又は平熱+0.5度とする。
- 「健康観察カード」忘れ等で体調の確認ができない場合は、別室等で検温及び健康観察を行う。
- マスク着用を原則とする。熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合などは、マスクを着用しなくてもよい。

学校生活

- マスクは、体育での運動場面などを除いて、着用を原則とする。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合などは、マスクを着用しなくてもよい。
- マスクを着用していない場合は、他者との距離を十分に保ち、近距離での会話を控えたり、咳エチケットを徹底したりすることを指導する。
- マスクを正しく装着（鼻と口の両方を確実に覆う）できるよう指導する。
※マスクの色やデザイン等は指定しない。

(衛生管理マニュアルVer. 8 P. 40～42 参照)

- 手すりやドアノブ、スイッチ等、児童生徒が多く使用する場所は、1日に1回程度は消毒をする。
(衛生管理マニュアルVer. 8 P. 28～31 参照)

授業中

- 教室は、気候上可能な限り常時換気を行い、難しい場合には30分に1回以上の対角2方向の換気を行う。少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする。
- 換気機能のないエアコンを使用している場合、エアコンを使用する時においても換気を行う。

□室温の変化（特に冬季における室温低下）による健康被害が生じないよう、児童生徒に室温に応じた服装を心がけるよう指導する。

（衛生管理マニュアルVer. 8 P. 21、34～37 参照）

□各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、各学校の実態に応じ、適切な感染防止対策を講じた上で、可能な範囲で実施する。ただし、感染状況により、活動を制限したり、中止したりする場合がある。

- 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

※合唱を行う際はマスクを着用することとし、前後左右ともに2メートル（最低1メートル）空ける。また、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。 **（令和2年12月10日文科科学省通知 参照）**

- 図画工作、美術における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

□体育、保健体育の授業では、運動中のマスクの着用は要しない。ただし、感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分に確保し、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。

（令和2年5月21日スポーツ庁事務連絡 参照）

給食時

- 給食の配膳を行う児童生徒や教職員は、下痢や発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、手指の確実な洗浄（または消毒）等を毎日点検する。なお、配膳時は必ずマスクを着用する。
- 給食の前後に石けんによる手洗いを実施する。
- 配膳前には配膳台の消毒を行うとともに、食べる際には机にナプキン等を敷くようにする。
- 食べる際は、机を向かい合わせにしない、会話を控える、マスクを外している時間をできるだけ短くするなど、飛沫を飛ばさないよう注意する。
- 食事後は、マスクを着用する。

清掃活動

- 清掃活動は、換気を行いながら、マスクを着用した上で行う。
- 清掃活動は、ほうきなど共用の道具を使用することが多いため、終了後は、必ず石けんによる手洗いをする。

(衛生管理マニュアルVer.8 P.28～29、57 参照)

学校行事等

- 学校行事等は、実施時期（準備期間を含む）の状況、各行事の特性等に応じた感染防止対策を講じた上で実施（縮小実施も含む）する。
- 実施が難しい場合は延期又は中止とすることを各校で判断する。

部活動等

- ※部活動等の実施や対応は、市内及び県内の感染状況の変化により対応を随時検討する。
- 活動時間は、部活動方針に定める時間の範囲内とする。なお、状況によっては短時間にする。

- 休日の活動は、参加前に自宅で検温する等健康観察を行い、体調の悪い児童生徒は参加させない。
- 各競技部または各競技団体が作成した感染症対策ガイドライン等を参考に、練習環境及び練習方法を工夫する。
- 対外試合等の実施は、市内及び県内の感染状況等に応じて判断し、市教委より各学校あてに連絡する。

いじめや偏見、差別等の防止

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者等、また、その家族等に対する誤解や偏見に基づく差別につながるような言動、「距離をとる」ことを理由とするようないじめなどは、断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識について、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このようないじめや偏見、差別等が生じないようにする。

(衛生管理マニュアルVer. 8 P. 13～14 参照)

その他

- これまでの事例から、たとえ校内に感染者がいた場合でも、「新しい生活様式」に基づき、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い）にしっかりと取り組んでいることで、校内での感染拡大を防ぐことができている。引き続き児童生徒への指導を徹底する。
- 感染が心配で登校を控えさせたいと保護者から相談があった場合は、まずは事情をよく聴取し、学校で講じる感染防止対策について十分に説明する。そのうえで、保護者の不安がある場合は、指導要録上「出停・忌引等」として記録し、欠席とはしない。

※ 市内及び近隣の感染状況から、引き続き、出停の扱いを継続する。

■家庭へのお願い

- 家庭においても児童生徒が「新しい生活様式」を実践できるようお願いします。
- 家族の検温も実施し、健康状態にも気を付け、発熱や咳等の症状がある場合は、登校を控えるようお願いします。その場合は、「出停・忌引等」として扱います。
- 児童生徒や同居の家族が濃厚接触者となった、または、PCR検査等を受けることになった場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。
- 休日の場合の陽性者報告につきましては、「土日祝日・閉庁期間における新型コロナウイルス感染者報告フォーム」への入力にご協力ください。（濃厚接触者になったことやPCR検査等を受けることになった等の報告は、休み明けに学校まで電話連絡をお願いします。）

■児童生徒や教職員が感染した場合や感染が疑われる場合の対応

- 児童生徒に発熱や咳等の症状がある場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。その場合は、「出停・忌引等」として扱う。
- 児童生徒や教職員の陽性が確認された場合は、市や県の衛生部局と連携して、専門的立場からの指導・助言を受けながら、状況に応じた判断（閉鎖等とするか、その場合、措置の期間など）や対応（教室や当該児童生徒が活動した範囲の物品等の消毒など）を行う。
- 感染した児童生徒は、桐生保健福祉事務所（桐生保健所）の指示に従って、必要な期間（保健所が指示する）を出席停止とする。教職員も同様とし、出勤を認めない。また、濃厚接触者に指定された場合も同様とする。
- 感染者や濃厚接触者となった児童生徒、その家族の情報の取扱いについては細心の注意を払い、偏見やいじめなどが起きないように留意する。

桐生市立学校（園）において新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者）等
が発生した場合の連絡・対応について

桐生市教育委員会

1. 幼児・児童生徒や教職員の同居家族が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合

○ 市教委への詳細な報告の必要はない。

- 同居家族が保健所からの指示で「濃厚接触者に特定」されたのか、事業所等から「濃厚接触者の疑い」と判断されたのかを確認し、幼児・児童生徒及び教職員の行動制限について、市教委へ相談する。
- 同居家族のPCR検査等で陰性が確認された場合、幼児・児童生徒及び教職員に発熱や咳、喉の痛み等の風邪症状がなく、体調面に心配がないことを前提に、「登校（園）・出勤可」。
- 同居の親族が、手術等で事前にPCR検査等を受けることになった場合は、登校（園）・出勤して差し支えない。
- 必要に応じて、学童に情報提供をする。

2. 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合

○ 市教委への詳細な報告の必要はない。

- 濃厚接触者には該当しないが、幼児・児童生徒本人及び教職員本人の風邪症状等によりPCR検査を受け、陰性が確認された場合は、幼児・児童生徒本人及び教職員本人に発熱や咳、喉の痛み等の風邪症状がなく、体調面に心配がないことを前提に、「登校（園）・出勤可」。
- 保健所からの指示で、幼児・児童生徒本人及び教職員本人が濃厚接触者に特定された場合、感染者との最終接触日を0日として、翌日から7日間の自宅待機となる。
- 保健所の指示で濃厚接触者に特定された幼児・児童生徒本人及び教職員本人がPCR検査等を受けて、陰性が確認された場合でも、同様の待機期間となる。ただし、待機期間については、保健所が指示した期間とする。
- 学校（園）において、感染者が判明し、その感染者と濃厚接触が疑われる幼児・児童生徒及び教職員がいた場合は、感染者の行動歴や教室環境などの情報を収集し、市教委へ相談する。
- 必要に応じて、学童に情報提供をする。

3. 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となった場合

○ 速やかに市教委へ報告する。

【市教委より学校（園）への報告内容】

幼児・児童生徒の場合	教職員の場合
① 学年・クラス・名前	① 職名・担当学年・クラス
② 検査を受けた理由・症状（時系列で） ※○月○日（○）夕方から、38.5℃の発熱等	② 検査を受けた理由・症状（時系列で） ※○月○日（○）夕方から、38.5℃の発熱等
③ 検査を受けた医療機関	③ 検査を受けた医療機関
④ 検査日及び陽性判明日	④ 検査日及び陽性判明日
⑤ 【小】学童の利用の有無 【中】所属している部活動	⑤ 担任及び授業等で担当しているクラス 【中】担当している部活動
⑥ 発症日（症状が出始めた日、無症状の場合は検査日）の2日前からの学校（園）での行動歴 ・時間割及び授業形態 ・マスクを外したタイミングとその時の状況 ・換気の状態 ・給食時間の状況 ※登下校時や休み時間の様子はわかる範囲で	⑥ 発症日（症状が出始めた日、無症状の場合は検査日）の2日前からの学校（園）での行動歴 ・時間割及び授業形態 ・マスクを外したタイミングとその時の状況 ・換気の状態 ・給食時間の状況 ・職員室での行動
⑦ 家族構成（同居家族全員の勤務先等） ※兄弟が別の学校（園）に在籍している場合、その学校（園）と連絡を取り合い、情報を共有する。 ※家庭調査票等が手元にあるとスムーズ。	⑦ 家族構成（同居家族全員の勤務先等） ※教職員一覧等が手元にあるとスムーズ。
⑧ 保健所からの指示の有無 ・陽性者本人の待機期間 ・自宅療養かホテル療養か ・濃厚接触者（同居家族）の待機期間	⑧ 保健所からの指示の有無 ・陽性者本人の待機期間 ・自宅療養かホテル療養か ・濃厚接触者（同居家族）の待機期間
⑨ 陽性者本人及び同居家族等の体調	⑨ 陽性者本人及び同居家族等の体調

【参考情報】

- 感染者には、保健所から、発症日から10日間の行動制限（自宅療養・ホテル療養・入院等）の指示がある。また、感染者の同居家族として濃厚接触者に特定された場合も、保健所から待機期間の指示がある。
- 学童に所属している児童が感染者となった場合、必ず、学校から学童に情報提供をする。
- 学級や学校（園）内で、感染の拡大が疑われる状況が確認された場合、市教委・学校医と相談し、閉鎖について検討する。
- 閉鎖を判断した学校（園）には、市教委より閉鎖に係る保護者宛てふれあいメール文例及び通知文例を送付するので、それをもとに修正を加え、学校（園）は保護者宛てに発出する。その直前に、学校（園）は保護者宛て原稿を市教委へ送付する。
- 閉鎖を判断した学校（園）は、保護者宛てふれあいメールを発出する前に、学校医・PTA会長・当該学年委員長へ、閉鎖する旨の連絡をする。

■「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について

本マニュアルでは、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」における対応方針及び群馬県『社会経済活動再開に向けたガイドライン』の警戒度と行動基準を参考に、地域の感染レベルを考慮した対応について記述している。

しかしながら、感染状況が日々変化していることなどから、一概に地域の感染レベルと学校の行動基準を結びつけることができない状況になっている。

また、感染は、いったん収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定される。また、ウイルスの変異によっては、状況が変化する可能性も想定しておく必要がある。このことから、衛生管理マニュアルに記載されている行動基準（下部記載）を参考とするが、今後も、必要に応じて感染防止対策等について市教委から各校園へ伝えていく。

【参考】「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

（衛生管理マニュアルVer.7及び群馬県警戒レベル分類より）

地域の感染レベル	群馬県警戒レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	レベル4 （避けたいレベル） ----- レベル3 （対策を強化すべきレベル）	できるだけ2m程度 （最低1m）	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	レベル2 （警戒を強化すべきレベル）	1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取る	<拡大局面> 感染リスクの高い活動を停止 <収束局面> 感染リスクの低い活動から徐々に実施	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	レベル1 （維持すべきレベル） ----- レベル0 （感染者ゼロレベル）	1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施